----- 特集1 -----

刑事政策の今後——令和4年改正刑法の施行を見据えて

更生保護法改正を踏まえた 「息の長い」支援に関する施策の運 用の現状について

法務省保護局観察課補佐官 酒谷徳二 Tokuji Sakatani

I はじめに

令和4年6月に成立した刑法等の一部を改正 する法律(令和4年法律第67号)による改正後 の更生保護法の一部が令和5年12月1日から施 行された。

今般の更生保護法の主な改正趣旨の一つに「息の長い」支援の推進がある。犯罪をした者等に対する支援を刑事司法手続の入口から出口、地域に至るまでシームレスにつなぐことにより、その再犯防止・社会復帰を図ろうとするものである。

本稿では、「息の長い」支援の推進の背景にも触れた上で、「息の長い」支援に関する今般 の改正更生保護法の運用状況等について紹介す る。

なお、本稿中、意見や評価にわたる部分は、 筆者の個人的見解である。

Ⅱ 「息の長い」支援の推進の背景

1 統計から見る「息の長い」支援の必 要性

(1) 刑事施設出所後一定期間経過後の再入率

再犯防止施策については、再犯防止推進計画による取組等を通じ、今般の改正更生保護法施行前においても、図表1のとおり、2年以内及び5年以内の再入率(刑事施設出所年を1年目として、一定期間経過後に再入所した者の人員の比率をいう。以下同じ。)の低下傾向が継続するなど、一定の成果が上がっているといえる。

他方、2年以内、5年以内共に満期釈放及び一部執行猶予の実刑部分の刑期終了(以下「満期釈放等」という。)による釈放者の再入率が、仮釈放と比べ極めて高くなっている。また、5年以内再入率については、低下傾向にあるとはいえ、満期釈放等においては43.6%となお高水準にあるなど、満期釈放者対策の必要性を示唆している。

(2) 満期釈放者の更生緊急保護の申出の割合

今般の改正更生保護法施行前の令和2年5月から6月にかけて、刑事施設から満期釈放等により釈放された者(以下「満期釈放者」という。) に係る法務省における調査結果によると、満期